

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 京都府
 農業委員会名： 南丹市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和6 年 7 月 1 日

任期満了年月日 令和9 年 6 月 30 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	3
認定農業者に準ずる者	—	3
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	29	29	19

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,420
農業経営体数	1,600

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,446
女性	516
40代以下	36

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	121
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	17
農業参入法人	0
集落営農経営	17
特定農業団体	0
集落営農組織	17

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,470	215	215	0	0	2,690

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	2,690	ha	660.0	ha	24.5	%
課題	農業従事者の高齢化や担い手不足から遊休農地が増加し、米価の下落、肥料や農薬の高騰、気候変動や地球温暖化による猛暑の農作物不作などに加え、有害鳥獣被害から耕作意欲が減退し、利用集積が図りにくい状況である。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和14	年度	集積率	53.0	%
今年度の新規集積面積	66	ha	農地面積(C)	2,690	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	726	ha	(目標)今年度末の集積率(E)=(D)／(C)	27.0	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	9.2	ha	農地面積(F)	2,690	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	678	ha	今年度末の集積率(H)=(G)／(F)	25.2	%
目標に対する達成状況(H)／(E)	93.4	%			

農業委員会の点検結果	農業従事者の高齢化や担い手不足とあわせ、米価の下落や資材の高騰、有害鳥獣被害の影響などから耕作意欲が減退し、利用集積が図りにくい状況となり目標が達成できなかった。今後、最適化活動を一層活発に行う必要がある。
------------	---

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況					
	1号遊休農地面積		うち緑区分の遊休農地面積		うち黄区分の遊休農地面積	
	8.4	ha	8.2	ha	0.2	ha
	農業従事者の高齢化、地域農業を支える担い手不足、集落営農組織の弱体化と組織役員の高齢化による成り手不足、米価の下落や肥料・農薬の高騰により、農業情勢や農村は厳しくなっており、遊休農地予備軍が増加傾向にあるため、農地利用状況調査を通じた農地の現況把握と遊休農地所有者に対する意向調査の実施とともに、地域計画に沿ってこれからの農地、担い手について地域で話し合い、大					

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	2.4	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.5	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

ｂ 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0.7	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	新規貸付による遊休農地の解消、自己保全管理の促進
-------------------------	--------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

ａ 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	3.4	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	708.3	%

ｂ 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	策定していない
-------------------------	---------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	2.5	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期			調査結果取りまとめ時期		
	令和7年8月			令和7年9月～10月		
	1号遊休農地の面積	7.1	ha	うち緑区分の遊休農地	6.5	ha
				うち黄区分の遊休農地	0.6	ha
農地の利用意向調査	調査実施時期			調査結果取りまとめ時期		
	令和7年12月			令和8年1月		

農業委員会の点検結果	農地利用状況調査を通じた農地の現況把握と遊休農地所有者に対する意向調査の実施とともに、地域計画の見直しや的確な指導を行った結果、期待を超える実績となった。しかし、新たな遊休農地が発生しており、引き続き積極的な解消活動の推進が必要である。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者		令和6年度新規参入者	
	26	経営体	30	経営体	28	経営体
	7	ha	7	ha	8	ha
課題	農業者の高齢化や米価の下落、肥料や農薬の高騰、気候変動や地球温暖化による猛暑等の農作物の不作に加え、有害鳥獣被害などから不耕作者が増加傾向にあり、担い手の育成・確保を図るなど農業・農村の活性化が急務である。そのため、認定農業者制度や集落営農の法人化の意義、メリットについて、啓発に努め、新規参入者だけでなく、半農半Xなど多様な担い手を確保する必要がある。					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
	140 ha	154 ha	151 ha	148 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	14.8	ha		

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		0.0	ha
公表URL		(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)		0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況	参入経営体数	24	経営体
	取得農地面積	7.8	ha

農業委員会の点検結果	米価の下落や資材高騰、有害鳥獣被害などの影響により農業への新規参入がしにくい状況にある中、前年度より新規参入者が減少した。今後、認定農業者制度や集落営農の法人化のメリットなどについて、より一層の啓発に努め、新規参入者を確保する必要がある。
------------	---

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	19	人
			農地利用最適化推進委員の人数	29	人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	12	回
-------------	----	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
令和7年8月～10月	遊休農地の解消	農地パトロール及び利用状況調査の実施
令和7年10月～12月	新規参入の促進	ジョブカフェ、セミナー等による新規参入者の紹介
令和7年4月～令和8年3月	農地の集積	農地相談会の実施

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
7月	農地の集積	農地相談会の実施
8月	遊休農地の解消	農地パトロール及び利用状況調査の実施
2月	農地の集積	農地相談会の実施

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数		2	回
開催時期	未定	相談会名	仮)京都府移住・交流フェア2026
参加者数	4名	開催場所	未定
相談会の内容	京都府内市町村への移住を考えている方に向けた移住フェア。府内14市町村、京都移住コンシェルジュによる個別相談のほか、就職・新規就農等の相談の実施。先輩移住者による「複業」に関するセミナーも同時開催。		
開催時期	令和7年下半期	相談会名	移住相談セミナー
参加者数	2名	開催場所	南丹市内
相談会の内容	移住者のグループ団体が年間数回のセミナーを開催し、農地の取得方法や地域の状況などを説明し、移住や就農に関するもの。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入（参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする）

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数		2	回
開催時期	令和7年7月19日	相談会名	農×移住フィールド講座
参加者数	1人	開催場所	園部町半田地区
相談会の内容	移住者の受け入れを行う民間団体が主催するイベントに地元農業委員及び最適化推進委員、事務局職員が参加し、農村への移住希望者に対して農業に関する相談などに応じ新規参入を促す取り組みを行った。		
開催時期	令和7年7月26日	相談会名	農×移住フィールド講座
参加者数	1人	開催場所	日吉町中世木地区
相談会の内容	移住者の受け入れを行う民間団体が主催するイベントに地元農業委員及び最適化推進委員、事務局職員が参加し、農村への移住希望者に対して農業に関する相談などに応じ新規参入を促す取り組みを行った。		

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入（参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする）

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する（評価点欄は追加しない）

目標の達成状況の評語

目標に対して期待を上回る結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	3
目標に対し期待を上回る結果が得られた	5
目標に対して期待どおりの結果が得られた	9
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	31

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名 :	京都府
農 業 委 員 会 名 :	南丹市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

部会が設置されている場合には、部会名を記載
(記載欄が足りない場合は適
宜行を追加してください)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
農政部会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
広報委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

農業委員会が定めている
許可事務に係る標準処理
期間を記載

処理件数がある場合に、
申請書受理日から許可日
までの平均日数を記載

1年間の処理件数		117	件	うち許可	117	件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28	日	処理期間(平均)	22	日
	総会開催日の公表	公表している			申請書締切日の公表		公表している	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送

(権限移譲がない場合
には選択不要。)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定						
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任						
		・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任						
1年間の処理件数	20	件	うち許可相当	20	件	うち不許可相当	0	件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	21	日	処理期間(平均)	24	日	

4 違反転用への対応

農業委員会が定めている
許可権者への意見送付に
係る標準処理期間を記載

処理件数がある場合に、
申請書受理日から意見送
付までの平均日数を記載

現 状	管内の農地面積		年度末時点の違反転用面積	
	2,690	ha	0.2	ha
違反転用解消のために 実施した活動内容	現地調査の実施と併せ、耕作者への指導を行った。			
実 績	違反転用解消面積	0	ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入
※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入